

令和7年度 決算報告書

学校法人 折尾愛真学園

貸借対照表

令和 8年 3月31日

- 貸借対照表は、年度末における資産・負債・純資産の残高を示し、学校法人の財政状態を明らかにするものである。

【資産の部】固定資産は、有形固定資産の取得額から減価償却額及び除却額を差引して、前年比47百万円の減少。流動資産は、現金預金が前年比20百万円減少し、その他の流動資産(未収入金等)が前年比44百万円増加したことにより、前年比24百万円の増加。資産の部合計は、前年比△23百万円減少し、1,783百万円を計上した。

【負債の部】固定負債は、長期借入金とその他の固定負債(長期未払金等)を合せて前年比△101百万円の減少。流動負債は、短期借入金とその他の流動負債(未払金・前受金・預り金・賞与引当金等)を合せて173百万円の増加。負債の部合計は、前年比72百万円増加し、940百万円を計上した。

【純資産の部】基本金は第1号基本金が△30百万円の減少。純資産は、前年比△95百万円減少し、843百万円となった。

(単位 千円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	(1,224,517)	(1,271,859)	(△ 47,342)
有形固定資産	< 1,187,488 >	< 1,234,438 >	< △ 46,950 >
土地	163,762	163,762	0
建物	661,114	691,378	△ 30,264
その他の有形固定資産	362,612	379,298	△ 16,686
特定資産	< 20,000 >	< 20,000 >	< 0 >
その他の固定資産	< 17,029 >	< 17,421 >	< △ 392 >
流動資産	(558,502)	(534,429)	(24,073)
現金預金	480,750	500,293	△ 19,543
その他の流動資産	77,752	34,136	43,616
資産の部合計	1,783,019	1,806,288	△ 23,269
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	(249,640)	(350,654)	(△ 101,014)
長期借入金	158,020	238,580	△ 80,560
その他の固定負債	91,620	112,074	△ 20,454
流動負債	(690,647)	(517,969)	(172,678)
短期借入金	280,560	232,200	48,360
その他の流動負債	410,087	285,769	124,318
負債の部合計	940,287	868,623	71,664
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	(3,676,531)	(3,706,418)	(△ 29,887)
第1号基本金	3,550,531	3,580,418	△ 29,887
第4号基本金	126,000	126,000	0
繰越収支差額	(△ 2,833,799)	(△ 2,768,753)	(△ 65,046)
純資産の部合計	842,732	937,665	△ 94,933
負債及び純資産の部合計	1,783,019	1,806,288	△ 23,269

事業活動収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

- 事業活動収支計算書は、学生生徒納付金、補助金、寄付金などの「事業活動収入」(負債とならない収入)から基本金組入額(校地、校舎、機器備品、図書などの取得費用や、これらの取得のために借り入れた借入金の返済、将来の資産取得のための積立金などの資本的支出に充てる額)を差し引いた「収支差額」と、当該年度に消費する人件費、教育研究費等の「事業活動支出」との均衡状態を明らかにするものである。

・令和7年度の事業活動資金収支は、教育活動収支差額△39百万円、教育活動外収支差額△8百万円で経常収支差額は△47百万円を計上し、特別収支差額△48百万円を加えた基本金組入前当年度収支差額△95百万円、基本金組入額△1百万円を控除した当年度収支差額は△96百万円であった。事業活動収入の合計額は1,790百万円、事業活動支出の合計額は1,885百万円を計上した。

・支出超過となった主たる要因は、予算外の退職金と退職給与引当金及び賞与引当特別繰入額並びに教育研究費(通信運搬費と支払手数料)の増加であった。

(単位 千円)

教育活動収入の部	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金	792,544	793,427	△ 883
		手数料	16,583	15,556	1,027
		寄付金	29,929	37,248	△ 7,319
		経常費等補助金	699,267	706,325	△ 7,058
		国庫補助金	51,418	51,418	0
		地方公共団体補助金	522,484	522,593	△ 109
		保育給付費	39,996	41,661	△ 1,665
		その他の補助金	22	22	0
		施設型給付費	85,347	90,631	△ 5,284
		付随事業収入	163,122	166,046	△ 2,924
		雑収入	37,806	70,630	△ 32,824
		教育活動収入計	1,739,251	1,789,232	△ 49,981
		事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算
人件費	1,053,589		1,103,741	△ 50,152	
教育研究経費	513,677		532,260	△ 18,583	
管理経費	188,371		190,510	△ 2,139	
徴収不能額等	0		1,937	△ 1,937	
教育活動支出計	1,755,637		1,828,448	△ 72,811	
教育活動収支差額			△ 16,386	△ 39,216	22,830
教育活動外収入の部	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	806	861	△ 55
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	806	861	△ 55
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	8,700	8,802	△ 102
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	8,700	8,802	△ 102
教育活動外収支差額			△ 7,894	△ 7,941	47
経常収支差額			△ 24,280	△ 47,157	22,877
特別収入の部	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入計	0	0	0
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	0	686	△ 686
		その他の特別支出	0	47,089	△ 47,089
		特別支出計	0	47,775	△ 47,775
特別収支差額			0	△ 47,775	47,775
基本金組入前当年度収支差額			△ 24,280	△ 94,932	70,652
基本金組入額合計			0	△ 621	621
当年度収支差額			△ 24,280	△ 95,553	71,273
前年度繰越収支差額			△ 2,768,753	△ 2,768,753	0
基本金取崩額			0	30,507	△ 30,507
翌年度繰越収支差額			△ 2,793,033	△ 2,833,799	40,766
(参考)					
事業活動収入計			1,740,057	1,790,093	△ 50,036
事業活動支出計			1,764,337	1,885,025	△ 120,688

資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

- 資金収支計算書は、当該年度に行なった諸活動に対応するすべての収入と支出の内容、並びに当該年度に係る支払資金の収入と支出の顛末を明らかにするものである。資金の動きのすべてが計算の対象となり、借入金収入、前受金収入が含まれ、また施設・設備関係支出には資産の取得額が計上される。

・令和7年度の支払資金は、前年度繰越支払資金500百万円に対し、翌年度繰越支払資金481百万円を計上し、前年度比△19百万円となった。

(単位 千円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	792,544	793,427	△ 883
手数料収入	16,583	15,556	1,027
寄付金収入	29,929	37,248	△ 7,319
補助金収入	699,267	706,325	△ 7,058
国庫補助金収入	51,418	51,418	0
地方公共団体補助金収入	522,484	522,593	△ 109
保育給付費収入	39,996	41,661	△ 1,665
その他の補助金収入	22	22	0
施設型給付費収入	85,347	90,631	△ 5,284
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	163,122	166,046	△ 2,924
受取利息・配当金収入	806	861	△ 55
雑収入	37,806	70,611	△ 32,805
借入金等収入	245,000	245,000	0
前受金収入	131,697	138,201	△ 6,504
その他の収入	2,136	30,146	△ 28,010
資金収入調整勘定	△ 157,662	△ 208,022	50,360
前年度繰越支払資金	500,293	500,293	
収入の部合計	2,461,521	2,495,692	△ 34,171
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	1,053,589	1,104,898	△ 51,309
教育研究経費支出	439,847	458,578	△ 18,731
管理経費支出	176,827	178,953	△ 2,126
借入金等利息支出	8,700	8,802	△ 102
借入金等返済支出	277,200	277,200	0
施設関係支出	21,500	21,498	2
設備関係支出	13,836	17,068	△ 3,232
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	0	37,253	△ 37,253
〔予備費〕			0
資金支出調整勘定	△ 25,986	△ 89,308	63,322
翌年度繰越支払資金	496,008	480,750	15,258
支出の部合計	2,461,521	2,495,692	△ 34,171

活動区分資金収支計算書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

○ 活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を、①教育活動②施設もしくは設備の取得売却及びこれらに類する活動③資金調達及びその他活動に区分し作成している。

・令和7年度の活動区分資金収支は、教育活動による資金収支差額76百万円、施設整備活動による資金収支差額△47百万円、その他の活動による資金収支差額△49百万円を計上し、支払資金の増減額は△20百万円となった。

(単位 千円)

		科 目	金 額
教育活動による 資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	793,427
		手数料収入	15,556
		経常費等補助金収入	706,325
		その他の活動収入	273,905
		教育活動資金収入計	1,789,213
	支出	人件費支出	1,104,898
		教育研究経費支出	458,578
		その他の活動支出	178,953
		教育活動資金支出計	1,742,429
	差引		46,784
調整勘定等		29,722	
教育活動資金収支差額		76,506	
施設整備等活動 による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備補助金収入	0
		施設整備等活動資金収入計	0
	支出	施設関係支出	21,498
		設備関係支出	17,068
		施設整備等活動資金支出計	38,566
	差引		△ 38,566
	調整勘定等		△ 7,979
施設整備等活動資金収支差額		△ 46,545	
その他の活動による 資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	245,000
		小計	245,000
		受取利息・配当金収入	861
		その他の活動資金収入計	245,861
	支出	借入金等返済支出	277,200
		預り金・立替金支出	9,364
		小計	286,564
		借入金等利息支出	8,802
		その他の活動資金支出計	295,366
	差引		△ 49,505
	調整勘定等		0
	その他の活動資金収支差額		△ 49,505
支払資金の増減額		△ 19,544	
前年度繰越支払資金		500,293	
翌年度繰越支払資金		480,749	

(注記) 活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

(単位 千円)

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	138,201	138,201	0	0
前期末未収入金収入	30,146	19,580	10,566	0
期末未収入金	△ 76,326	△ 76,326	0	0
前期末前受金	△ 131,697	△ 131,697	0	0
収入計	△ 39,676	△ 50,242	10,566	0
前期末未払金支払支出	27,889	9,344	18,545	0
前払金支払支出	0	0	0	0
期末未払金	△ 88,462	△ 88,462	0	0
前期末前払金	△ 846	△ 846	0	0
支出計	△ 61,419	△ 79,964	18,545	0
収入計 - 支出計	21,743	29,722	△ 7,979	0

計算書類に対する注記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込み額を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込み額を計上している。

退職給与引当金

短大の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額36,143,900円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

高等学校以下の教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額 339,521,702円の100%を基にして、私学退職金団体よりの交付金を控除した額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法である。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に47,089,000円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額48,117,000円を人件費に計上している。

この結果、従来の方とと比較して教育活動収支差額、経常収支差額が1,028,000円減少し、基本金組入前当年度収支差額が48,117,000円減少している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 2,517,296,145 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	111,117,589 円
建物	314,215,582 円
定期預金	106,680,690 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 150,913,426 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

(単位 円)

セグメント 科目	短期大学	幼稚園・中学校 ・高等学校	その他	合計
教育活動収入計	414,995,902	1,303,176,419	71,059,857	1,789,232,178
教育活動支出計	375,437,842	1,354,908,923	98,101,844	1,828,448,609
教育活動収支差額	39,558,060	△ 51,732,504	△ 27,041,987	△ 39,216,431
教育活動外収支差額	0	△ 8,801,924	861,200	△ 7,940,724
経常収支差額	39,558,060	△ 60,534,428	△ 26,180,787	△ 47,157,155
特別収支差額	△ 6,094,975	△ 39,045,914	△ 2,634,424	△ 47,775,313
基本金組入前当年度収支差額	33,463,085	△ 99,580,342	△ 28,815,211	△ 94,932,468
基本金組入額合計	0	0	△ 620,920	△ 620,920
当年度収支差額	33,463,085	△ 99,580,342	△ 29,436,131	△ 95,553,388

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・付属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「短期大学」「幼稚園・中学校・高等学校」「その他」に区分している。「幼稚園・中学校・高等学校」には、愛真幼稚園、折尾愛真中学校、折尾愛真高等学校を含んでいる。「その他」には、学校法人会計部門のほか、愛真保育園を含んでいる。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務	なし
10. 子法人に関する事項	なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項	なし
12. 関連当事者との取引の内容に関する事項	なし
13. 学校法人間の財務取引	なし
14. 重要な後発事象	なし
15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項	
(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引	
<u>リース資産の種類</u>	<u>リース料総額</u> <u>未経過リース料期末残高</u>
教育研究用機器備品	14,044,800 円 5,971,295 円
管理用機器備品	8,352,960 円 3,459,170 円

固定資産明細書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

科 目		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	減価償却額の累計額	差引 期 末 残 高	摘要
有形 固定資産	土地	163,761,677	0	0	163,761,677		163,761,677	
	建物	2,824,231,265	15,488,000	41,443,630	2,798,275,635	2,137,161,476	661,114,159	*1
	構築物	330,921,993	6,010,400	30,803,000	306,129,393	249,479,932	56,649,461	*2
	教育研究用機器備品	191,206,354	12,896,840	21,887,051	182,216,143	72,140,790	110,075,353	*3
	管理用機器備品	17,001,217	2,466,552	685,330	18,782,439	8,348,007	10,434,432	
	図書	181,322,093	709,373	278,155	181,753,311		181,753,311	
	車両	49,336,208	995,110	0	50,331,318	46,631,748	3,699,570	
	計	3,757,780,807	38,566,275	95,097,166	3,701,249,916	2,513,761,953	1,187,487,963	
特定 資産	施設設備引当特定資産	20,000,000	0	0	20,000,000		20,000,000	
	計	20,000,000	0	0	20,000,000	0	20,000,000	
その 他 の 固 定 資 産	電話加入権	591,675	0	0	591,675		591,675	
	ソフトウェア	3,926,880	0	0	3,926,880	3,534,192	392,688	
	出資金	378,900	0	0	378,900		378,900	
	敷金保証金	640,000	0	0	640,000		640,000	
	預託金	15,025,500	0	0	15,025,500		15,025,500	
	計	20,562,955	0	0	20,562,955	3,534,192	17,028,763	
合 計		3,798,343,762	38,566,275	95,097,166	3,741,812,871	2,517,296,145	1,224,516,726	

- (注記)
- 1. 当期減少額は、固定資産実査の結果、除却が妥当と判断された改修工事等である。
 - 2. 当期減少額は、固定資産実査の結果、除却が妥当と判断された外構工事等である。
 - 3. 当期減少額は、耐用年数経過に伴う除却である。

借入金明細書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

借 入 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	返 済 期 限	摘 要
長期借入金	公的金融機関	100,550,000	0 ※	8,100,000	92,450,000	令和21年 9月25日	使 途：施設整備資金 担 保：土地・建物
	市中金融機関	138,030,000	60,000,000	10,000,000 ※ 122,460,000	65,570,000	令和12年 5月20日	使 途：運転資金及び事業計画資金 担 保：土地・建物・定期預金
	その他	0	0	0	0		
	計	238,580,000	60,000,000	10,000,000 ※ 130,560,000	158,020,000		
短期借入金	公的金融機関	0	0	0	0		
	市中金融機関	150,000,000	185,000,000	185,000,000	150,000,000	令和 8年 9月18日	使 途：運転資金 担 保：土地・建物
	その他	0	0	0	0		
	小計	150,000,000	185,000,000	185,000,000	150,000,000		
	返済期限が1年以内の長期借入金	82,200,000	※ 130,560,000	82,200,000	130,560,000		
	計	232,200,000	185,000,000 ※ 130,560,000	267,200,000	280,560,000		
合計		470,780,000	245,000,000 ※ 130,560,000	277,200,000 ※ 130,560,000	438,580,000		

基 本 金 明 細 書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘要
第 1 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	3,757,975,762	3,580,417,824	177,557,938	
当 期 組 入 対 象 額				
1. 建物	15,488,000	15,488,000	0	
過年度未組入れに係る当期組入れ	0	11,010,872	△ 11,010,872	
2. 構築物	6,010,400	6,010,400	0	
過年度未組入れに係る当期組入れ	0	880,000	△ 880,000	
3. 教育研究用機器備品	12,896,840	12,896,840	0	
過年度未組入れに係る当期組入れ	0	13,577,520	△ 13,577,520	
4. 管理用機器備品	2,466,552	2,466,552	0	
5. 図書	709,373	709,373	0	
6. 車両	995,110	995,110	0	
過年度未組入れに係る当期組入れ	0	1,176,120	△ 1,176,120	
計	38,566,275	65,210,787	△ 26,644,512	
当 期 取 崩 対 象 額				
1. 建物	△ 41,443,630	△ 41,443,630		
2. 構築物	△ 30,803,000	△ 30,803,000		
3. 教育研究用機器備品	△ 21,887,051	△ 21,887,051		
4. 管理用機器備品	△ 685,330	△ 685,330		
5. 図書	△ 278,155	△ 278,155		
計	△ 95,097,166	△ 95,097,166		
当 期 取 崩 額	△ 56,530,891	△ 29,886,379	△ 26,644,512	
当 期 末 残 高	3,701,444,871	3,550,531,445	150,913,426	
第 4 号 基 本 金				
前 期 繰 越 高	126,000,000	126,000,000	0	
当 期 末 残 高	126,000,000	126,000,000	0	
合 計				
前 期 繰 越 高	———	3,706,417,824	177,557,938	
当 期 組 入 額	———	0		
当 期 取 崩 額	———	△ 29,886,379		
当 期 末 残 高	———	3,676,531,445	150,913,426	

財 産 目 録

(単位：千円)

科目	年度末	
一 資産額		
(一) 基本財産		
1 土地	85,204m ²	163,762
(1)校地	(69,757m ²)	(149,402)
(2)運動場	(14,893m ²)	(10,037)
(3)その他	(554m ²)	(4,323)
2 建物	20,519m ²	661,114
(1)校舎	(13,787m ²)	(319,345)
(2)体育館	(3,841m ²)	(234,805)
(3)その他	(2,891m ²)	(106,964)
3 構築物		56,650
4 教育研究用機器備品	一式	110,075
5 管理用機器備品	一式	10,434
6 図書	83,935冊	181,753
7 車両	16台	3,700
8 電話加入権	一式	592
9 ソフトウェア	一式	393
(二) 運用財産		
1 施設設備引当特定資産		20,000
(1)定期預金		20,000
2 出資金		379
3 敷金保証金		640
4 預託金		15,025
5 現金預金		480,750
(1)普通預金		293,002
(2)定期預金		161,379
(3)当座預金		26,369
6 未収入金		74,441
7 貯蔵品		116
8 立替金		236
9 前払金		2,959
資 産 合 計	1,783,019	
二 負債額		
(一) 固定負債		
1 長期借入金		158,020
2 退職給与引当金		59,507
3 長期未払金		32,113
(二) 流動負債		
1 短期借入金		280,560
2 未払金		106,713
3 前受金		138,201

4 預り金	117,056
5 賞与引当金	48,117
負債合計	940,287

独立監査人の監査報告書

令和8年6月8日

学校法人 折尾愛真学園
理事会 御中

あゆみ監査法人
福岡県福岡市

代表社員
業務執行社員

公認会計士

谷口 誠幸

代表社員
業務執行社員

公認会計士

伯川 史郎

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人折尾愛真学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

計算書類の注記2. 重要な会計方針の変更等に記載されているとおり、学校法人は、当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

また、学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から賞与引当金を計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人折尾愛真学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和8年6月12日

学校法人 折尾愛真学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 吹原 敏幸



監事 加藤 一生



私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第37条3号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人のあゆみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上